4　前項に規定する間接保有株式等保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）とする。

一　部分対象外国関係会社の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）である外国法人の発行済株式等の全部が一の居住者によつて保有されている場合　当該株主等である外国法人の有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である外国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二　部分対象外国関係会社の株主等である外国法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である外国法人を除く。）と一の居住者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の外国法人（以下この号において「出資関連外国法人」という。）が介在している場合（出資関連外国法人及び当該株主等である外国法人がそれぞれその発行済株式等の全部を一の居住者又は出資関連外国法人（その発行済株式等の全部が一の居住者又は他の出資関連外国法人によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）　当該株主等である外国法人の有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である外国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

第二十五条の二十七第一項第二号中「第二十五条の二十七第六項」を「第二十五条の二十七第八項」に改め、同条第五項に次の一号を加える。

四　次条第十五項において準用する第二十五条の二十二第一項に規定する部分対象外国関係会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関（同号イ⑵に掲げる外国法人に限る。）及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関（同号ロに掲げる外国法人に限る。）

第二十五条の二十五第七項中「に、当該」を「から当該各事業年度の当該適用対象金額に係る第二十五条の十九第一項各号に掲げる金額に相当する金額の合計額（第二十五条の三十において「調整金額」という。）を控除した残額に、当該」に改め、同条第九項中「第二十五条の二十六第十三項」を「第二十五条の二十六第十四項」に改める。

第二十五条の二十六第五項中「次項及び第九項」を「第七項及び第十項」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十二項」を「第十三項」に改め、「第二十五条の二十第一項」の下に「（第三十九条の十五第一項第五号に掲げる金額を控除する部分を除く。）」を、「若しくは第二項」の下に「（第三十九条の十五第二項第十八号に掲げる金額を控除する部分を除く。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十五条の十九の三第十五項（に）を「第二十五条の十九の三第十六項（に）に、「第二十五条の十九の三第十五項第二号」を「第二十五条の十九の三第十六項第二号」に、「第十一項各号」を「第十二項各号」に、「第十一項第一号」を「第十二項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十五条の十九の三第十一項（に）を「第二十五条の十九の三第十二項（に、「第十二項」を「第十三項」に、「第二十五条の十九の三第十一項第一号」を「第二十五条の十九の三第十二項第一号」に、「第二十五条の二十六第六項各号」を「第二十五条の二十六第七項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第四十条の七第二項第四号ロに規定する政令で定める経営管理は、同号ロに規定する特定外国金融持株会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関の経営管理とする。

第二十五条の二十七第二十二項中「、零」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「（法第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分又は第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人を含む。）」を「、法第六十六条の九の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）又は法第六十八条の九十三の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）」に、「の合計額が」を「の合計額（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十五条の二十二の三第二十四項」を「第二十五条の二十二の三第二十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第二十五条の二十二の三第十二項」を「第二十五条の二十二の三第十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十五条の二十二の三第七項から第十項まで」を「第二十五条の二十二の三第九項から第十二項まで」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二十五条の二十二の三第二十一項」を「第二十五条の二十二の三第二十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二十五条の二十二の三第十八項及び第十九項」を「第二十五条の二十二の三第二十項及び第二十一項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「同条第十五項又は第十七項」を「同条第十七項又は第十九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十五条の二十二の三第十七項」を「第二十五条の二十二の三第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十六項」を「第十八項」に、「第二十五条の二十二の三第十五項」を「第二十五条の二十二の三第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十四項及び第十五項」を「第十六項及び第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二十五条の二十二の三第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二十五条の二十二の三第十一項」を「第二十五条の二十二の三第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十五条の二十二の三第九項及び第十項」を「第二十五条の二十二の三第十一項及び第十二項」に、「同条第七項又は第八項」を「同条第九項又は第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十五条の二十二の三第七項又は第八項」を「第二十五条の二十二の三第九項又は第十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二十五条の二十二の三第五項」を「第二十五条の二十二の三第七項」に改め、同項第二号中「いう」を「いい、個人を除く」に改め、同号ロ中「前条第六項第一号」を「前条第七項第一号」に、「第四十条の七第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第二項第七号」に、「限る」を「限るものとし、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く」に改め、同項第三号中「第四十条の七第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第二項第七号」に、「が当該」を「（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）が当該」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二十五条の二十二の三第五項」を「第二十五条の二十二の三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二十五条の二十二の三第四項」を「第二十五条の二十二の三第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二十五条の二十二の三第三項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二十五条の二十二の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「同項各号列記以外の部分」を「同条第二項第七号」に、「いう。以下この条（第六項第三号」を「いい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条（第八項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第二十五条の二十二の三第一項の規定は、清算外国金融関係法人（法第四十条の七第六項に規定する清算外国金融関係法人をいう。次項及び第二十四項において同じ。）に係る法第四十条の七第六項に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第二十五条の二十二の三第一項中「同条第六項」とあるのは、「法第四十条の七第六項」と読み替えるものとする。